

図表 10 グループ間の分散分析

	平均値	度数	標準偏差
Aグループ	68340.10	152	54380.55
Bグループ	153453.10	121	41754.96
Cグループ	76116.93	94	43555.71
合計	98393.79	367	61469.83

Group 間の F 値 120.4498,有意確率 7.15E-41,平方和 1.38E+12

図表 11 被保護母子世帯の稼働収入

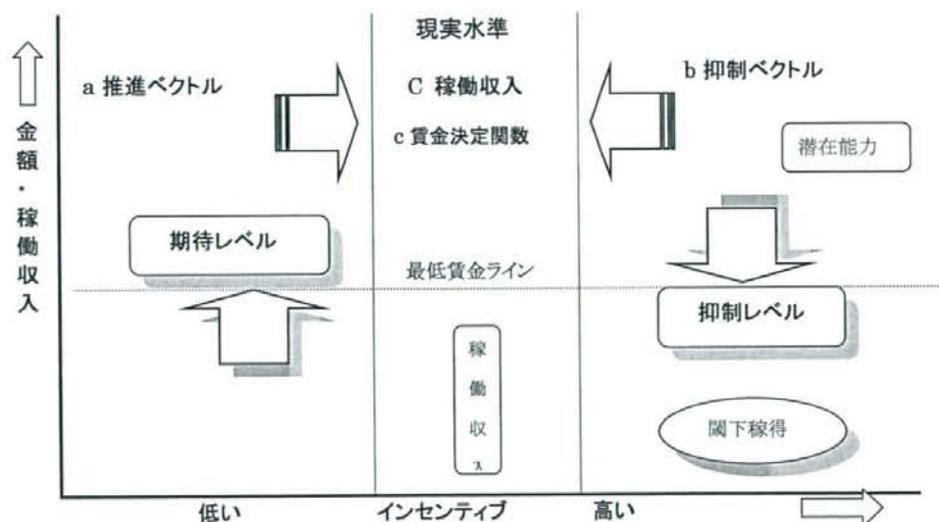
	対象世帯数	世帯主稼働	稼働率(%)	稼働収入合計(年額)	平均稼働収入(月額)
DWO	58	22	37.93	1,923,023 円	87,410 円
EWO	71	36	50.70	2,724,578 円	75,683 円
FWO	32	16	50.00	1,190,864 円	74,429 円
GWO	53	20	37.73	1,316,526 円	65,826 円
計	214	94	43.92	7,154,991 円	
平均					76,117 円

(注)1 稼働収入金額は社会保険料、税金等の控除の前の金額である。

2 厚生労働省「賃金構造基本調査」では、女性パートの1時間あたりの全国平均賃金(2006年)は937円で月額に換算すると164,912円となる。

(出典) B市自治体における生活保護受給世帯の実態調査(2008)の結果をもとに著者作成。

図表 12 受給層の就労インセンティブの概念図



(注) 福祉事務所の就労支援は2路意思疎通(two-way communication)の形をとり、aとbとの拮抗関係の結果、現実収入はCとなる。aは福祉事務所で自立支援のため稼働能力を最大限に活用し少なくとも最低賃金ベースの収入を期待する推進ベクトルで、bは受給層で子育て、家事に要する時間にゆとりを持ち、自己実現のため就労時間を抑制するベクトルである。Cはa推進ベクトルとb抑制ベクトルとの拮抗関係の結果、現実の稼働収入となる。保護受給層の就労インセンティブは $(C=a \geq b \times c, C=a \leq b \times c)$ となる。

(出典) 福祉事務所の保護受給層に対する就労支援のイメージについて著者作成。

4 貧困に結びつきやすい要素

(1) 最終学歴の低位性

2007(平成18)年のA市自治体調査に引き続きB市自治体調査を2008(平成20)年に実施した。貧困の基本的な特徴として、道中(2007)は保護受給層の学歴は72.6%が中卒もしくは高校中退の低位学歴であり、高齢者世帯等を除いた母子世帯では66.0%(高校中退27.4%)であることを報告している⁹。今回のB市自治体調査は世帯類型を被保護母子世帯に限定して実施したが、前回調査と同様低位学歴率は57.0%(高校中退22.00%)と高率であった(図表13)。

図表13 被保護母子世帯の状況

(注) 1 2007年はA市自治体における生活保護受給世帯の実態調査をもとに著者作成。

	母子世帯総数	調査対象世帯数	世帯実人員	保護受給期間	平均年齢	学 歴					稼働収入平均月額(円)	扶養費件数	扶養費履行率(%)	扶養1件当り金額(円)
						低学歴率(%)	中卒件数	中卒率(%)	中退件数	高校中退率(%)				
2007	631	106	312	32.65	37.46	66.04	41	38.68	29	27.36	74,475	16	15.01	27,381
2008	1,408	214	638	36.00	37.98	57.01	75	35.01	47	21.96	76,117	29	13.55	19,247
計	2,039	320	950	34.33	37.72	60.00	116	36.25	76	23.75	75,296	45	14.06	

2 2008年はB市自治体における生活保護受給世帯の実態調査をもとに著者作成。

(出典) 道中隆「保護受給層の貧困の様相」『生活経済政策』生活経済政策研究所, no.127, Augst2007, 17頁。

図表14 離死別者学歴と被保護母子世帯世帯主学歴

	離死別者数		低位学歴件数	低位学歴率	中卒	高校中退	高校卒業	短大以上	不明
	離死別者	DWO	43	29	67.4	23	6	14	
	EWO	63	29	46.0	24	5	34		8
	FWO	26	13	50.0	11	2	13		6
	GWO	46	28	60.9	24	4	18		7
	計	178	99	—	82	17	79		36
被保護母子世帯主	DWO	58	38	65.5	26	12	18	2	0
	EWO	71	32	45.1	19	13	34	5	0
	FWO	32	19	59.4	11	8	10	3	0
	GWO	53	28	52.8	20	14	16	3	0
	計	214	117	—	76	47	78	13	0

(注) 1 離死別者数は不明を除いた実数である。

2 B市自治体における生活保護受給世帯の実態調査(2008)をもとに著者作成。

(2) 離死別者(相手)との最終学歴のマッチング

受給層にある子どもの視点から、父の子どもに対する援助者として離死別者(相手)の状況は重要である。受給層を対象とした被保護母子世帯の離死別者(相手)に関する先行研究が見当たらないため、被保護母子世帯214ケースの離死別者(相手)の直近の相手214人の学歴状況等を調査

⁹ 道中隆(2007)「保護受給層の貧困の様相」『生活経済政策』生活経済政策研究所, no.127, Augst 2007。

した。

離死別者(相手)の最終学歴は、不明の場合を除くと絶対母数は178ケースとやや少ないが、そのうち55.6%が中卒等(高校中退を含む)の低位学歴であることが明らかとなった。被保護母子世帯主の低位学歴率は55.3%であり、ほぼ同様の低位学歴であった。

離死別者(相手)の不明な状況については、恣意的ではあるが生活史や就労形態、エピソード等から多くの場合、低位学歴が予想され被保護母子世帯の低位学歴率により近似する可能性が高い(図表14)。

低位学歴にある場合は離死別の相手も同様に低位学歴の場合が多いという言説がある。本調査が大都市の一部のサンプル調査であり、調査結果が必ずしも代表値であるとは言えない。離死別者(相手)の状況は、不明の場合も多く対象母数が限定されるためカテゴリーとしての分析はしていないものの離死別者の前夫等の相手の最終学歴をたどってみると、離死別者(相手)と被保護母子世帯主の双方の低位学歴の一致度は81.6%と高率であった(図表15)。

被保護母子世帯の縦軸(列)と離死別者(相手)の横軸(行)からマトリックス(matrix)構造でみると、低位学歴の中卒の場合の一致度は高くマッチング率は81.6%となった。したがって、仮説⑤の「最終学歴が低位な場合、離死別者(相手)である前夫等の最終学歴も同様に低位学歴である」は実証された。しかし、低位学歴の高校中退の場合の一致度は低く10.7%であった。高校中退の不一致性は母数が少ないため意味づけには留意を要するものの被保護母子世帯の10代の妊娠、出産インシデントとは無縁ではないだろう。いずれにしても被保護母子世帯の世帯主と離死別者(相手)の双方とも低位学歴のみならず脆弱な家庭での生育歴を持つという類似性が明らかとなった。

図表15 離死別者と被保護母子世帯世帯主との最終学歴マッチング

		最終離死別者(相手)の学歴					
		中 卒	高中退	高校卒	短大以上	不 明	計
母子世帯世帯主の学歴	中 卒	52	7	9	1	8	77
	高中退	22	3	13	0	10	48
	高校卒	7	8	47	0	13	75
	短大以上	0	0	8	1	5	14
	不 明	0	0	0	0	0	0
	合 計	81	18	77	2	36	214

(出典) B市自治体における生活保護受給世帯の実態調査(2008)をもとに著者作成。

(3) 離死別の状況

貧困に結びつきやすい要因として、離死別経験の有無は強いファクターであると考えられる。今日の社会では結婚しない、離婚する、子どもを産まない、子どもを産んで仕事をするなどの選択は可能である。逆に結婚することや子どもを産む、子どもを産んで仕事を続けるという選択には現実的には制約があることも事実である。受給層においてはさらにこれらの選択が限定的なものとなっている。近年の離婚件数の増加は著しくひとり親家庭、なかでも母子家庭が急増している。受給層の被保護母子世帯の離死別の状況ではどうであろうか。

B市自治体調査において無作為抽出した214世帯のうち死別母子世帯は7件(3.3%)にとどまっておりほとんどは離別母子世帯であった。受給層の被保護母子世帯の生活状況は家計

を支えるための就業、子育て、家事等ひとりで担っていかねばならず、特にひとり親家庭になった直後は就労、子育て、住居等の面で様々な困難に直面していることが窺われた。

離死別頻度の状況は、以下のとおり離死別経験 1 回が 65.0%、2 回以上は 35.0%、平均 1.4 回の離死別回数となっていた。離死別経験の状況は婚姻関係の有無に関わらず内縁関係、重婚的内縁関係を含めた生活実態上から捉えたものである。したがって、離死別の頻度により生まれる子どもの第 2 子、第 3 子、第 4 子が非嫡出子となる可能性が高くなることが考えられる。結果では、予想されたとおり、被保護母子世帯において非嫡出子の出現率が 25.7%と高率となった。受給層の子どもは出生時より既に扶養権利者の地位から排除されている。ここでは出現率を非嫡出子が複数該当の場合でも世帯数 1 として算定しているため実際の非嫡出子の実数はこれよりも多い。これらのことから無計画な結婚、出産があることも否定できず受給層の将来の計画性の欠如が指摘されよう(図表 16 参照)。

図表 16 離死別頻度と非嫡出子の出現状況

	世帯数	① 1 回	② 2 回	③ 3 回	非嫡出子	出現率 (%)	
DWO	58	39	17	2	19	26.76	
EWO	71	47	20	4	14	24.14	
FWO	32	17	15	0	6	18.75	
GWO	53	36	14	3	16		
頻度計	214	139	66	9	55	25.70	
構成比(%)	100.0	64.95	30.84	4.21			
累 計	298	139	132	27			
平均	1 世帯当り離死別回数 1.39 回						

(注) 1 非嫡出子の数値は発生世帯数として計上。

2 出現率は非嫡出子が複数該当の場合でも 1 として計上のうえ世帯として算定。

(出典) B 市自治体における生活保護受給世帯の実態調査(2008)をもとに著者作成。

(4) 子どもの数と貧困誘因

一般的に子どもの数が多く非稼働の世帯員が増えるほど、貧困誘因が強くなるということは理解される。つまり、子どもを養育することのハンディが考えられ、子どもの数が増えると負荷が増加する。岩田は持続・慢性的貧困での子ども「3人以上」が強いファクターであるとしている(図表 3-2 参照)。また、道中(2005)は就労しても生活保護からの脱却が困難で保護を継続せざるを得ない、稼働世帯における貧困が固定化する要因として世帯の構成人員が多いことを報告している。その理由として、「最低生活費と収入との対比において、世帯の構成人員が少なければ稼働収入と児童扶養手当等の給付金との合計額が最低生活費を超えることが可能となるため、就労自立は世帯員が少なれば自立し易くなる」といった傾向がある。逆に母子世帯(平均人員 3.0 人)のように世帯員が多くなればなるほど家計が圧迫され自立が困難となっている¹⁰⁾と指摘している。

子どもの数が貧困の誘因となるとした先行研究や仮説②の「2 人以上の子どもを有する世帯の構成割合が高く保護からの脱却が困難となっている」は、図表 17 のとおり、子ども 1 人 32.2%、2 人

¹⁰⁾ 道中隆(2005)「生活保護における就労支援の有効性と閣下稼得一被保護者の就労支援方策と就労自立の困難性」日本社会福祉学会第 53 回全国大会報告。

43.0%、3人 20.1%、4人以上 4.7%であり、2人以上では約 67.8 %となっている。このように子ども数が「3人以上」もさることながら保護受給層では「2人以上」から貧困に結びつきやすい強いファクターとして確認された。

一方、世帯類型上その他世帯のうち、自立している世帯の多くは単身非稼働世帯等で短期疾病から治癒し就労支援を受けることによって保護からの脱却している。子どものいない単身者の場合には、就職さえできれば何とか自立できる可能性が高いことを示している。

調査の結果、就労支援による保護からの自立は、子どもの数との関係で世帯員が少なれば自立しやすく逆に母子世帯のように子どもの世帯員が多くなればなるほど自立が困難となっている。したがって、2人以上の子どもの存在は強い貧困誘因でありハンディとなっている実態が確認された。

図表 17 被保護母子世帯の子ども数

		世帯数	子ども数	① 1人	② 2人	③ 3人	④ 4人	⑤5人以上
B 市 自治 体	DWO	71	146	22 (22)	62 (31)	42 (14)	8 (2)	12 (2)
	EWO	58	120	16 (16)	46 (23)	54 (18)	4 (1)	0 (0)
	FWO	32	60	13 (13)	24 (12)	15 (5)	8 (2)	0 (0)
	GWO	53	100	18 (18)	52 (26)	18 (6)	12(3)	0 (0)
計		214	426	69 (69)	184 (92)	129 (43)	32 (8)	12 (2)
構成比		100.0	-	32.24	43.00	20.09	3.74	0.93

(注) 1 本表の子ども数は現に同一世帯にある子どものみを計上し転出した子どもは含まない。

2 子ども数の括弧内の数値は世帯数である。

3 B 市自治体における生活保護受給世帯の実態調査(2008)をもとに筆者作成。

(5) 扶養援助の状況

民法上、親は子どもに対して扶養義務があり、離別者(相手)は父として未成熟な子どもに対する強い扶養義務が課せられている。しかし、現実には養育費を受領している母子世帯は多くはない。『平成 18 年度全国母子世帯等調査結果報告』(厚生労働省雇用均等・児童家庭局)では、「養育費の取り決めをしている」世帯は 38.8%、「現在養育費を受けている」世帯は 19%であり、養育費の取決め額の平均月額が4万2,000円となっている。

一方、受給層における被保護母子世帯の扶養援助の状況は図表 18 および図表 19 のとおりである。保護受給世帯は親子など生活保持義務関係にある絶対扶養義務者からもほとんど扶養援助が得られていない。一部において扶養権利者としての扶養援助が得られた場合でも援助の程度は僅かなものである。

具体的には扶養義務者からの扶養援助のなかでも特に離別者(相手)からの子どもへの扶養援助が期待されるが、B 市自治体の扶養援助の状況は認知の有無にかかわらず父の子どもに対する扶養義務の履行は全体の 22 件(扶養履行率 10.3%)のみに止まり、援助内容もわずかで月額平均 2,016 円となっている。このように受給層の母子世帯に対する扶養義務援助額の履行程度は、『平成 18 年度全国母子世帯等調査結果報告』の 20 分の 1 にも満たない厳しい実態となっている。

現場の福祉事務所の支援要請の努力にもかかわらず扶養義務者からの扶養援助の低調さは、先に述べた離別者(相手)の状況のとおり、低位学歴や不安定就労による低収入、生活力の弱さ

など母子世帯の生活の類似性が認められ、現実的な扶養援助の困難性が推測される。

扶養義務の履行状況については B 市自治体にとどまらず全国、都道府県、政令指定都市においても現実的履行の確保が困難となっている(図表 20)。核家族化、扶養意識の変化、高齢者世帯の単身化など私的扶養が形骸化し扶養援助は全国的に低下傾向で推移しているが窺われる。道中隆¹¹は扶養義務履行の履行率の低下と指導の困難性を指摘し形骸化した扶養能力調査のあり方を実効ある扶養能力調査に改正する旨を提言している。2005(平成 17)年厚生労働省は保護の実施要領を改正し「重点的扶養能力調査対象者」として扶養義務の取扱いを変更している(厚生労働省社会・援護局長通知局第 4-2)。また、養育費の履行確保のため 2007(平成 19)年から養育費相談支援センター事業が創設され、養育費相談支援事業や研修事業および情報提供の 3 事業が行われているが同事業の効果については今後の推移を見守る必要がある。

図表 18 扶養義務者からの援助の状況

区分	世帯総数	扶養履行率(%)	履行無	履行金額総額	履行件数	扶養義務履行の状況(円)		
						① 親・子	② 前夫等	③ その他
DWO	58	5.17	55	95,000	3	0(0)	95,000(3)	0(0)
EWO	71	19.72	58	253,166	14	110,000(4)	141,500(9)	1,666(1)
FWO	32	1.16	27	100,000	5	5000(1)	95,000(4)	0(0)
GWO	53	13.21	46	110,000	7	10,000(1)	100,000(6)	0(0)
合計	214	13.55	186	558,166	29	125,000(6)	431,500(22)	1,666(1)

(注)1 「扶養義務履行の状況」欄の()内数値は履行件数である。

2 扶養履行率は被扶養世帯に対する扶養援助が複数履行を含むため、世帯総数と履行件数及び無の合計数とは一致しない。

図表 19 扶養義務者からの援助の状況

区分		調査実施率(%)	扶養義務履行率(%)	前夫等履行率(%)
全 国	1997	52.09	2.94	14.10
	2006	83.75	2.15	4.08
大 阪 府 下	1997	59.63	2.79	13.79
	2006	91.27	1.53	6.62
政令指定都市	1997	48.42	2.54	9.38
	2006	80.84	2.20	8.96
B 市自治体	1999	73.67	3.26	9.36
	2006	76.99	2.79	16.48

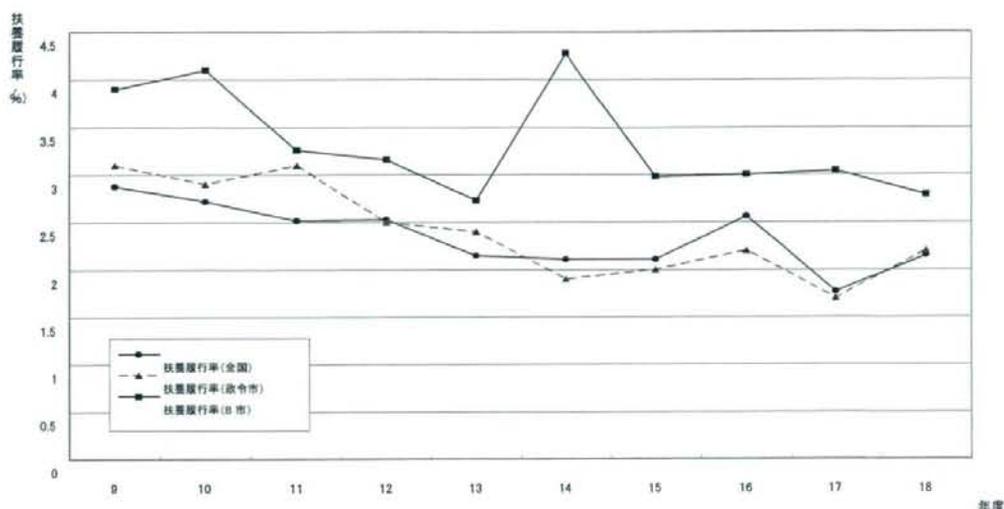
(注) 1 調査実施率は開始ケース総数に対する調査実施件数の割合である。

2 前夫等履行率は扶養調査先総数のうち前夫等の調査件数の扶養義務の履行割合である。

(出典) 厚生労働省社会・援護局総務課指導監査室「生活保護の現況と課題」各年度により著者作成。また B 市自治体の各年の数値は「生活保護法施行事務監査資料」により著者作成。

¹¹ 道中隆(2004)「生活保護における扶養義務と扶養義務履行の困難性」日本社会福祉学会第 52 回全国大会報告。

図表 20 扶養能力調査の状況



母子世帯への経済給付として児童扶養手当等の公的給付があるが被保護母子世帯ではほとんど受給している。生活保護においては生活保護法第4条の規定による「補足性の原理」があり、受給層は他法他施策の活用がはかられることを前提とする行政庁の保護の要否の判断が行われている。すなわち、「保護は生活に困窮する者が、利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件としていることから、当然ではあるが一部を除いて殆どのケースが児童扶養手当、児童手当等の公的給付を受けていた。母子家庭への経済的給付から自立支援のための教育、訓練等への政策転換が図られているものの経済的支援は必要である。子どもを持つことで経済的不利を被っている母子世帯にとって児童扶養手当等の公的経済給付¹²はなくてはならない生計上の支えとなっていることが確認された。

6 貧困に直接結びつかない要素

(1) リスクへの対処としての借金

私たちの日常の社会生活の中では様々なリスクに遭遇する。しかし、家計のやりくりで「使う」、「貯める」、「殖やす」といった基本的な経済生活の営みのなかでリスクに対処している。特に失職、病気・事故、災害など突然な出来事への対処方法は厳しいが、多くの人々は何とか貯蓄の取り崩しや出費を抑制するなどして対処し、他人にはあまり依存しないように努めている。しかし、貯蓄だけではどうしても対応できず、妻がパートなどで働きに出る、あるいは借金をするなどの人の割合が相対的に高い。また、親兄弟に頼ったり保険を活用したりする人の割合も高いと言われている。受給層については多くのケースが過去にすでに何らかの債務を抱えていることが明らかになった。四

¹² 厚生労働省社会・援護局(2005)「第7回関係者協議会(資料5)『生活保護及び児童扶養手当の見直し案』に関する地方団体の意見に対する厚生労働省の考え」。三位一体改革により児童扶養手当の国庫負担率は3/4から1/3に引き下げられた。

方八方手をつき万策尽きて、生活の困窮事態への対処ができなくなってから生活保護の門戸を叩いていることから、貯蓄や手持ち金がなく借金だけが残っていることは当然と言えば当然である。

生活保護の場合には、貯蓄はミーンズテストにより保護の要否判定で「保護要」と判断されている限り、貯蓄残高は許容範囲内(保護の開始時においては最低生活費の50%が手持ち金としてその保有が認められている)のわずかなものであることに留意すべきである。つまり生活保護を受給するためには預貯金をすべて費消し、「丸裸」にならなければならないのである。

調査結果では、離死別者(相手)及び本人の債務も含めて被保護母子世帯のほとんどのケースに借金のあることが確認された。確かに貯蓄があれば一時的な貧困への回避には有効なものと考えられるが、これらの借金は直接的な貧困の原因というより、むしろ貧困の事後的な結果であると言う見方ができよう。そのため貧困の誘因としての政策的なインプリケーション(連関)は強くはない。しかし、子どもにとっては極めて重要な意味を持つ。離死別者(相手)の債務や無資力の状況は既に述べたとおり、扶養義務の履行状況に反映され父等の履行は13.6%にとどまっている。このことは子どもへの現実的な扶養援助が困難であったり、援助が期待されないことであり、理由の如何を問わず未成熟な子どもにとって頼るべき父からの援助が得られない大きな不利益となっていることは間違いない。非受給層の多くの子ども達は親からの何らかの資産を受け継いでいる。しかし、受給層の子どもは逆に「不利益」という資産を受け継いでいる。被保護母子世帯の貧困による「不利益」は、親から子どもへと次世代に引き継ぎながら「現代の貧困」として社会的に固定されつつあるのではないか。

(2) 住居変動の状況

住居の形態と貧困の関連についても債務の場合と同様、事後的な結果としての貧困と考えられる。住居費(家賃)については生計費に占める割合は高く、家賃は経常的経費としてインパクトが強い。そのため生活困窮となれば低家賃住宅や公営住宅への転居という選択方法によりその負担軽減が具体的に行動化される。

この調査項目の設定は被保護母子世帯の住居の変動関係から社会的孤立の状況を把握しようとするものである。結果では被保護母子世帯のほとんどのケースは住宅扶助を受給している。また、住居はその殆どが集合住宅であり、住居の劣悪さや狭隘、近隣との関係などから頻繁な転居を繰り返す実態が明らかとなった。

先に述べたとおり、不動産物件の保有はミーンズテストにより保護の要否判定においてその「保有の可否」の判断がされており保有の要件は厳しい(表21参照)。現居住のローン付きのマンションの場合も原則として保有が認められない。特に都市部での不動産物件の保有容認は、一般地域住民との均衡上少ない。その理由は、生活保護費からのローン弁済(返済)となり結果的には生活保護費による資産形成となるというものである。

生活保護制度における居住用不動産の取扱に関して「要保護世帯向け長期生活支援資金貸付制度(2007)」が創設された。この制度は保護の補足性の原理として資産活用を図るといった趣旨から制度化されたが、結果的には、高齢者への保護抑制となっている。全国の制度利用者はこの

1年間で128世帯で対象となった世帯の3.5%で限定的効果にとどまっている。これまで「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」や全国知事会・市長会より、被保護者に対して何の援助もしなかった扶養義務者が被保護者の死亡時に土地・家屋を相続するような現状は、社会的公平の観点から国民の理解が得られないため、資産活用を徹底すべきである旨指摘されてきた。

この制度は所有する居住用不動産の活用により生活資金を得ることを容易にし、長年住み慣れた住居に住み続けながら居住用不動産の活用を促す施策として生活福祉資金制度の一貫として創設された。しかしながら、本制度では概ね500万円以上の資産価値の居住用不動産を対象としているが、受給層において該当する世帯は殆どない。先にも述べたとおり、受給層では貧困の熱度が高く既に「丸裸」となっているためである。

B市自治体の被保護母子世帯の殆どは居住用不動産の保有はなく、住宅扶助の特別基準の限度額内の家賃¹³を受給している。家賃額については全国の実際家賃額の階級(第60回被保護者全国一斉調査結果報告書2006)では階級間のバラツキは大きいものの2人～6人世帯で34,001円～36,000円の級間が概ねの中央値となっている。B市自治体の被保護母子世帯の家賃額についてもこの中央値からの逸脱はない。ただ、ローン付き住宅の保有が認められていないことや自宅を担保に供することへの抵抗感から真に生活に困窮する要保護層が生活保護の制度利用をためらうことや受給層の自立支援と貧困の再生産の防止といった観点からは課題が残る。

図表 21 受給層の持ち家状況

	被保護世帯総数	持ち家		その他	
	世帯数	世帯数	構成比	世帯数	構成比
65歳未満	7,566	67	0.89	7,499	99.11
65歳以上	6,087	54	0.89	6,033	99.11
計	13,653	121	0.89	13,532	—

(注)1 B市自治体における固定資産税データ及び保護受給人員の突合(2008)で固定資産税該当数を計上。

2 持ち家件数は固定資産税該当187件のうち土地評価額、家屋評価額のいずれかに該当する121件である。

図表 22 住宅扶助の家賃と敷金

	住宅扶助の家賃等(月額)		敷金	
	東京都(1級-1)	大阪府(1級-1)	東京都(1級-1)	大阪府(1級-1)
単身世帯	53,700円以内	42,000円以内	214,800円以内	294,000円以内
2人～6人世帯	69,800円以内	55,000円以内	279,200円以内	385,000円以内
7人以上世帯	83,800円以内	66,000円以内	335,200円以内	462,000円以内

(注)1 生活保護における住宅扶助の住宅費は2008(平成20)年度の特別基準額である。

2 住宅扶助の住宅費は家賃、間代、地代等である。

3 敷金は特別基準設定による支給限度額である。

(3) 地域社会からの孤立

被保護母子世帯の住居の変動状況については、図表23のとおり、離死別前の転居率は64.49%で、離死別後の転居率(不明の場合を除く)は73.83%であり、離死別前と離死別後の全体の転居率

¹³ 厚生労働省社会・援護局長通知第7の4の(1)のオによる住宅扶助の家賃・間代等の特別基準額。2008(平成20)年度の住宅扶助特別基準額は図表22のとおりである。

は 69.16%と高率となっている。転居は家賃という固定的経費の負担を避けるためとは言え生活全般にわたる不安定要素となっている。このことは社会的な孤立を招くとともに社会資源の活用機会の喪失や必要なサポートの欠如の原因となっている。また、子どもにとって度重なる転居という環境の変化は単に教育資源の喪失にとどまらない、将来への計り知れない影響があろう。

図表 23 被保護母子世帯の転居状況 (世帯)

	なし	不明	あり	計	転居率(%)	①1回	②2回	③3回	④4回以上	計
離死別前	56	20	138	214	64.49	95	32	8	3	138
離死別後	38	18	158	214	73.83	116	35	6	1	158
合計	94	38	296	428	69.16	211	67	14	4	296
1世帯当り平均 1.88回(403/214)						211	134	42	16	403

(出典)B 市自治体における生活保護受給世帯の実態調査(2008)の結果をもとに筆者作成。

生活の最も基本となる住居はその変動そのものが大きなストレスとなる。地域社会からの孤立は転居によるものなのか、あるいは社会的不適応のため孤立し転居せざるを得なかったのかは定かでない。転居先の地域での新たな人間関係を築いていくことには、エネルギーが必要となる。もともと人間関係を築くことが苦手な傾向にある若年母子にとっては強いストレスとなっていることが考えられる。日々の緊張度の高まった状況で様々な困難を抱えきれなくなった母親の子育てには課題が少なくない。いずれにしても被保護母子世帯の転居の回数は多く、離別前および離別後ともに住居の転居頻度が高く近親者からの扶養援助がほとんど期待されない孤立した母子世帯の姿が浮かび上がった。転居の状況は貧困に直接結びつかない要素であるかもしれないが地域社会からの孤立といった観点から政策的なインプリケーションは決して弱くはない。

7 被保護母子世帯の貧困ダイナミクス

(1)10代出産母子のDVおよび児童虐待リスクは高率

2006(平成 18)年度の全国児童相談所の虐待件数は約 3 万 7300 件で、虐待の統計をとり始めた 1990(平成 2)年から比べて約 34 倍、2000(平成 12)年の児童虐待防止等に関する法律が施行されてから約 2 倍となっている。

児童虐待の背景には経済的な貧困の問題があるとされているが、子どもの虐待の問題と貧困との相関関係を調べた詳細な統計は見当たらない。米国の研究では児童虐待の発生要因として、心理的ストレス、物理的環境、居住環境、ひとり親家庭、社会的サポート、リスクの累積性の 6 つの要因が関与しているとされる。しかし、これらが児童虐待の発生そのものの原因あるいは経路(Path)を証明するものとはなっていない。著者の児童相談所の児童福祉司の経験からも、虐待、養護、教護の相談の多くの場合は、経済的な貧困問題がベースになっていることが推測されるものの全国レベルで虐待相談と経済状況との関係を実証したものはない。

本章では仮説③「10代出産ママの被保護母子世帯において DV、児童虐待が高率に発生する」として受給層の虐待にかかわる項目を調査した。結果は図表 24 および図表 25 のとおり、特に 10代出産母子においては、DVが 29.1%、児童虐待が 14.5%の高い出現率となり母親自身による

児童虐待も散見されハイリスク母子の姿が写し出された。このように家族の経済的状況として、貧困家庭の母子世帯において DV や児童虐待が高率に発生しやすいメカニズムとなっていることが確認された。推計学的にエビデンス(Evidence)として妥当でないかもしれないがこのデータが物語る実態は何ら否定されるものではない。

図表 25 では年齢区分と児童虐待のクロス集計を行った。児童虐待の発生リスクを 10 代出産と 20 歳以上出産との年齢区分でみたが推計学上(Pearson カイ2乗検定)の有意差は確認されなかった。その理由としては年齢階層区分が粗くこの2区分が近似していることが考えられる。つまり、児童虐待は 10 代出産ママと 20 歳そこそこの若年ママの双方が1つの塊となって集中していることによる結果であると考えられる。

図表 24 10代出産と DV、児童虐待の状況

		該当世帯	DV	児童虐待
被保護母子世帯(N = 214)	10 代出産ママ	55(100.0)	16(29.1)	8(14.5)
	20 歳以上出産	159(100.0)	29(18.2)	12(7.5)
合計		214(100.0)	45(21.0)	20(9.3)

(注) 1 括弧内の数値は構成比である。

2 B 市自治体における生活保護受給世帯の実態調査(2008)の結果をもとに著作作成。

図表 25 年齢区分と児童虐待のクロス表

		児童虐待		合計
		なし	あり	
10 代出産	度数	38	7	45
	年齢区分の%	84.4%	15.6%	100.0%
20 代以上出産	度数	107	9	116
	年齢区分の%	92.2%	7.8%	100.0%
N = 161	度数	145	16	161
	年齢区分の%	90.1%	9.9%	100.0%

(注) 1 Pearson のカイ2乗検定 1セル(25.5%)は期待度数 5 未満,最小期待度数 4.47,値 2.202b,漸近有意確率(両側)0.138,連続修正 a では値 1.147,漸近有意確率(両側)0.234。

2 Fisher の直接法正確有意率(両側)0.150, 正確有意率(片側)0.119。

図表 26 虐待が行われた家庭の状況

家庭の状況	虐待相談件数		合わせて見られるほかの状況(上位 3 つ)		
	件数	割合	①経済的困難	②孤立	③就労の不安定
ひとり親家庭	460	31.8%	①ひとり親家庭	②孤立	③就労の不安定
経済的困難	446	30.8%	①経済的困難	②ひとり親家庭	③就労の不安定
孤立	341	23.6%	①経済的困難	②孤立	③育児疲れ
夫婦間不和	295	20.4%	①経済的困難	②ひとり親家庭	③孤立
育児疲れ	261	18.0%	①経済的困難	②孤立	③就労の不安定

(注) 2003 年度に東京都の児童相談所が受理した児童虐待相談 2,481 件のうち、児童虐待として対応を行った 1,694 件の相談事例を対象。複数回答を含む。

(出典) 東京都福祉保険局「児童虐待の実態 II」(2005 年 12 月)

一方、④「保護受給という経済的貧困のみならず生活上の様々な困難が次世代へと引き継がれ負の世代間連鎖がある」という仮説についても図表 26 のとおり、貧困ダイナミクスとして様々な事象(従属変数)において高い出現率が確認された。

(2) 被保護母子世帯の貧困誘因

「10代出産ママの被保護母子世帯において DV、児童虐待が高率に発生する」、「保護受給という経済的貧困のみならず生活上の様々な困難が次世代へと引き継がれ負の世代間連鎖がある」という言説については、図表 27 の「被保護母子世帯の貧困事象」とおり、貧困を独立変数とした場合に従属変数として多くの変数(項目)が重層的に関与していることが確認された。すなわち、少なくともこの実態調査の結果では、保護受給層にある被保護母子世帯はアンダークラスを代表する社会的不利益集団であると言えよう。

図表 27 被保護母子世帯の貧困事象

区分	世帯総数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		親の疾病罹患(精神疾患)	低位学歴	保護の受給履歴	世代間連鎖	10代出産	非嫡出子の出産	DV	子どもの病気	子どもの問題	児童虐待
DWO	58	35 (21)	38	24	15	17	14	12	4 (1)	10	7
EWO	71	39 (20)	32	32	19	20	19	15	10 (4)	12	7
FWO	32	19 (13)	19	17	14	8	6	8	7 (2)	7	2
GWO	53	81 (26)	34	21	20	10	16	12	25 (8)	16	4
延べ件数 N = 727		174 (80)	123	94	68	55	55	47	46 (15)	45	20
総世帯数 N = 214											
構成比(100.0%)		23.9	16.9	12.9	9.4	7.6	7.6	6.5	6.3	6.2	2.7

(注)1 親の疾病罹患の0内の数値はうつ病、不安神経症、心因反応、パニック症、摂食障害等の精神疾患である。

2 子どもの問題は、ひきこもり、不登校、シンナー・覚せい剤、窃盗、売春、インターネット出会い系サイト、妊娠等であり、こぼれの遅れ、落着き欠如などの健全育成上の問題種別は含めない。

3 子どもの病気のうち0内の数値は、精神疾患である。

4 B 市自治体における生活保護受給世帯の実態調査(2008)をもとに著者作成。

(3) 被保護母子世帯の疾病構造の特徴

被保護母子世帯の疾病では、図表 28 のとおり精神疾患、筋骨格系および結合組織疾患・循環系の疾患が極めて高い頻度で確認された。医療扶助の受給率は 61.2%でなかでも、うつ病、摂食障害など精神疾患もしくはその予備軍と考えられる母親像の存在がクローズアップされた。

被保護母子世帯総数 214 世帯のうち、疾病世帯が 131 世帯となり世帯疾病率は 61.2%と高い。なかでも疾病の全項目件数 230 のうち、精神疾患項目が 96 件の 41.8%を占めている。病名はうつ病、不安神経症、パニック症等の精神疾患があげられ、被保護母子世帯特有の疾病構造が浮かび上がった¹⁴。精神疾患については既往や心因反応があるものの病識が欠如し、精神科受診を忌避している者などを算入すると実際の件数はもっと多くなる。

離別者(前夫)の事業失敗から借金の取立てで精神的に病んでいたり、長年の DV の被害経験を有する者も多く、PTSD(心的外傷後ストレス障害)やトラウマとして日常的恐怖と不安により精神的健康度を保てない状況が指摘される。精神疾患のなかには人格の崩壊過程をたどるものもあり、受療、服薬等医療ケアとして医療扶助を受けていた。

厚生労働省による医療扶助実態調査「病類別医療扶助受給件数の構成比」(2006)でみると、表

¹⁴ 厚生労働省『国民生活基礎調査(健康票第2巻第71表) 平成16年』によると傷病名の「精神病(躁うつ病・統合失調症)・「神経症」の割合は総数で11.4%で、年齢5歳階級の30~34歳、35才~39歳でそれぞれ12.9%となっている。このことも被保護母子世帯の精神疾患41.8%は平均値より大きく逸脱しており疾病構造の特徴が指摘される。

29 のとおり、精神疾患の入院外で 6.9%であり、道中のホームレス自立支援施設入所者の精神疾患外来の受診率 7.0%とはほぼ近い構成比となっている¹⁵。また、厚生労働省の「患者調査」によると入院・外来・性・傷病分類別受療率(大阪府 1999.10)では「精神及び行動の障害他」が男女 150(人口 10 万人/件)で、女の場合では 172(人口 10 万人/件)となっている。

今回の調査では経済的貧困と母子世帯の精神疾患とのかかわりや誘因という観点から受給層母子世帯の母親の精神疾患について調査した。結果は、被保護母子世帯全体の 214 世帯のうち、母親の精神疾患が 72 人で精神疾患の罹患率は 33.6%で突出した数値となっている。このように厳しいストレスフルな経済的な貧困が母親の抑うつ、不安など精神的な状況に強い影響を与えていることをデータは示している。

DV によるトラウマや PTSD(心的外傷後ストレス障害)などからうつ病、不安神経症、パニック症などを発症している場合も少なくない。母親の心理的外傷体験による心身の影響や精神疾患は子育てなど日常生活にも支障を生じかねない。子どものさまざまな発達面に不利益な環境的素因として、母親の慢性的な心身疲労による病理的家庭が投影されていることからメンタルヘルス面の必要な対策やヘルスプロモート政策が急がれる。

表 28 被保護母子世帯の疾病構造

疾病分類	疾病項目件数	構成比 (%)	母親の主な疾病名(病名4つまで)
①精神および行動の障害	96	41.8	パニック障害、心因反応、心身症・重度ストレス反応、摂食障害等(22)、そううつ病・抑うつ神経症・抑うつ不安混合・うつ不眠状態等(21)、うつ病(育児ノイローゼ・外出困難等)(16)、統合失調症、かい離性神経症、パーソナリティ・人格障害等(10)、持続性気分障害・偏頭痛・神経因性更年期障害等(6)、過換気症候群疑、自殺未遂・薬物中毒等
②筋骨格系および結合組織疾患	29	12.6	椎間板ヘルニア・腰椎椎間板ヘルニア・頸椎骨軟骨症・腰痛症・筋性腰痛症・第5腰椎分離症・変形性腰痛症・筋々腰痛症等(18)、頸腕症候群・頸肩腕・頸肩腕症候群(4)、右ヒザ関節炎・右ヒザ関節障害(2)、傷害事件後遺症(顔面変形)・交通事故後遺症・骨粗鬆症等
③循環系の疾患	29	12.6	高血圧症(5)、C型肝炎・急性C型肝炎等(4)、鉄欠乏性貧血(4)、腎機能障害・腎機能障害・腎炎等(3)、肝機能障害・肝炎・慢性肝炎・脂肪肝等(4)、高脂血症・無症候性血尿・洞性不整脈・低血圧・大動脈弁狭窄症・糖尿病・脳水症・脱水症等
④呼吸器系疾患	26	11.3	気管支喘息(7)、気管支炎・急性気管支炎・喘息様気管支炎等(9)、アレルギー性鼻炎(2)、上気道炎・急性上気道炎・急性咽喉頭炎・肺炎等
⑤婦人科疾患	21	9.1	子宮筋腫・子宮浮腫・子宮頸部癌(6)、子宮摘出後遺(4)、子宮頸部ウイルス感染・外陰部腫瘍・卵巣腫瘍摘出症・子宮周囲炎・卵巣のう腫・婦人科生理異常・乳癌摘出術後・排卵障害・右乳癌・化学療法に伴う嘔吐症・排卵障害・月経周期障害他
⑥神経系の疾患	13	5.7	自律神経失調症(2)・三叉神経痛・末梢神経障害・ギランバレー症候群・メニエール病・ストレス性胃痛・坐骨神経痛・抹消神経炎等
⑦消化系疾患	9	3.9	急性胃腸炎(2)、胃潰瘍、上部消化管出血、大腸癌術後、逆流性食道炎等
⑧その他	7	3.0	パセドウ病、脳脊髄液減少症等
合計	230	100.0	疾病世帯の1世帯当り疾病件数 1.76 件
疾病世帯総数 131			世帯疾病率 61.2%
世帯総数 214			世帯総数 214 のうち母親の精神疾患 72 人(精神疾患率 33.6%)

(注) 1 本表は B 市自治体における生活保護受給世帯の実態調査(2008)に基づき著者作成。

2 母親の主な疾病名の〇内の数値は頻度である。

¹⁵ 道中隆(2007c)「ホームレス自立支援の結果と今後の課題—S市における取組の実践から見えてくるもの」『厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業研究報告書—格差と社会保障のあり方に関する研究』(研究代表者:駒村康平)。

図表 29 病類別医療扶助受給件数の構成比(入院外)

	構成比 (%)	精神および行動の障害	神経系の疾患	循環系の疾患	呼吸系の疾患	消化系疾患	筋骨格系および結合組織疾患	その他
2003(H15)	100.0	5.0	2.8	20.9	10.2	7.7	13.2	40.2
2004(H16)	100.0	5.2	2.9	21.0	9.6	7.6	13.5	40.2
2005(H17)	100.0	5.6	2.5	20.7	10.2	7.1	13.0	40.9
2006(H18)	100.0	6.9	3.4	20.1	9.8	6.5	12.4	40.9

(出典) 厚生労働省社会・援護局保護課「医療扶助実態調査」各年6月審査分。

(4) 貧困と家族病理

繰り返すが経済的貧困は単に生計上の困窮といった問題にとどまらない。経済的な困窮状態は統計的な指標で計ることのできない生活全般に具体的なさまざまな影響を与えている。

ひとつひとつの貧困誘因に注目するのではなく、さまざまな負の誘因が重なり合い相乗的に影響を及ぼすリスクの累積性に着眼し貧困ダイナミクスとして捉えることができる。

日々の困窮した生活は、きわめて不安定で強い緊張を継続させることとなる。特に貧困を代表する受給層の母子世帯は、強い不安とストレスに晒され続けることとなる。このように慢性的な経済的なストレスが抑うつや不安神経症、パニック症等引き起こす誘因となっている可能性が高い。

本研究のサンプリング調査による受給層の母子世帯モデルでは、表 28 のとおり、母子世帯総数 214 のうち疾病世帯は 131(世帯疾病率 61.2%)で、うつ病、不安神経症など精神疾患を罹っている母親は 72 人で母子世帯全体の精神疾患の罹患率は 33.6%ときわめて高い。被保護母子世帯の精神疾患の高さという疾病構造の特徴は、貧困が母子世帯において心理的・精神的なストレスへの耐性の限界をこえて適応困難なものとなっていることをデータにより実証的に裏付けるものとなった。

8 調査結果と今後の課題

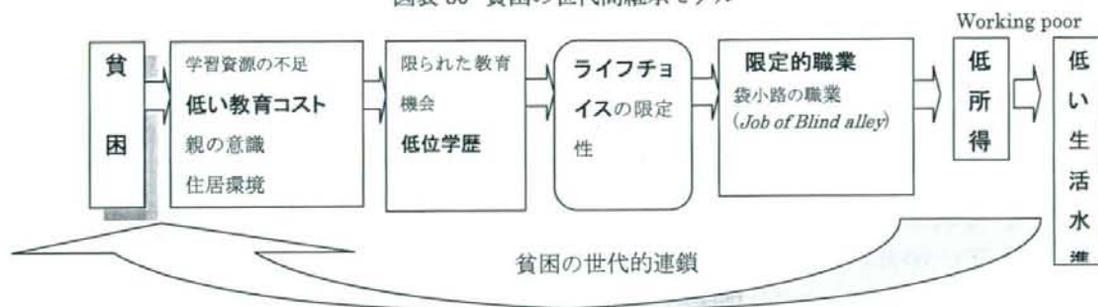
これまで議論されてきた貧困の普遍的な誘因なるものに数量的な根拠を与え、実証することができた。仮説で掲げた貧困誘因の検証はいくつかの重要な知見と有益な示唆を与えてくれた。本研究により得られた知見は政策への手がかりを得ることになるだろう。なかでも生活保護を受給する被保護母子世帯の置かれている生活の困難性や社会的排除が焦点化され、これまでのような楽観論は払拭されよう。

本調査の結果、生活保護を受給する被保護母子世帯においては、貧困にかかわる誘因が重層的で「子どもの貧困」、「著しく不利な条件に置かれた世帯」、「社会的排除やジェンダー」、「取り残された人々」などに象徴される困難な生活実態を凝縮した形で浮き彫りにすることができた。また、経済的不利の負の相乗作用として被保護母子世帯が貧困の「担い手」となり親から子へと貧困が引き継がれ固定化するとともに世代間を連鎖していることを確認することができた。

子どもにとって貧困家庭で育つことはライフチャンスが限定的となり、世代を超えて貧困や不平等が受け継がれていく可能性がより高い。子ども時代の経済的不利益の経験が大人になってから

も所得、職業の就労状況等に大きな影響を及ぼしているとするれば、その不利益は次の世代に継承されることは、図表 27 のとおり容易に想像できる。

図表 30 貧困の世代間継承モデル



(1) 被保護母子世帯の貧困誘因と貧困ダイナミクス

調査結果の概要は、以下のとおりである。①2人以上の子どもを有する世帯は貧困にかかわる誘因が強く保護からの脱却の困難性があること、②10代出産ママのDV、児童虐待が高率に発生していること、③保護という経済的貧困のみならず生活上の困難が次世代へと引き継がれ世代間連鎖があること、④離死別者(相手)は低位学歴で被保護母子の世帯主の低位学歴とのマッチング度が高いこと、⑤離死別者(相手)は非正規就労など不安定で扶養援助が期待できないこと、⑥被保護母子世帯は低位学歴のため不安定就労を余儀なくされ稼働所得が期待される収入見込月額より大幅な低収入となっていること、⑦近親者との疎遠な関係、居住の変動が多く地域社会からの孤立していること、⑧うつ病、心身症、抑うつ病、不安神経症、気分障害など精神疾患が多く疾病構造に特徴があること、などの基本項目において被保護母子世帯の貧困にかかわる誘因が認められた。これらのことから保護から離脱できない被保護母子世帯の生活実態や就労インセンティブ(Incentive)の弛緩によるインセンティブ・ディバイド(Incentive divide)等の特徴的な属性や就労実態、疾病構造など貧困の様相が明らかになった。

(2) 戦略としての子ども政策

行政は縦割りで主管事項を掌理している。しかし、貧困を独立変数として捉えたとき様々な事象が従属変数として関与していることがわかった。公的扶助の生活保護においては家族を世帯単位としてとらえ、もっぱら世帯主の母親を対象とした支援を展開しているが、関連事項の課題の多さから地域社会において子どもを含めた家族の貧困ダイナミクスとして捉え直し単に家族の問題ということではなく社会的問題として認識したうえで政策的な支援を展開する必要がある。

特に10代出産母子など子どもの貧困という当事者者に着眼すれば政策的インプリケーションは強く緊急度の高いものと認識される。地域における子育て支援機能の強化や保育所等を拠点とした新たな支援体制の整備などパッケージ政策が必要とされよう。とりわけ子どもを対象とした政策

的メニューがほとんどないことから、権利主体としての子どもの当事者性を担保した『戦略としての子ども政策』の構築が急がれる。

(3) 就業支援とインセンティブ(Incentive)政策

生活保護制度では就労に伴う収入については、基礎控除、特別控除が設けられている。たとえば月額 13 万円の稼働収入の場合は必要経費控除とともに 25,230 円の基礎控除と 16,347 円の特別控除の合算で 41,577 円が適用されることとなる。したがって、稼働収入 13 万円から 41,577 円を控除すると収入認定額は 88,423 円となる。そのため収入認定後の最低生活の可処分所得は 41,577 円多くなる。つまり、稼働受給層の保護費は、非稼働受給層の保護費に比べて可処分所得として 41,577 円が多く支給されることになり、就労意欲を高揚させるものとなっている。

所得の格差に関しては個々人の自助努力以外の外形的要素により変更不能な変数として取り扱われることが多かった。しかし、よく考えてみると稼働所得は本人の意欲によって左右されるところも大きい。本人の考え方によって就労時間を延ばしたり転職や離職によって就労形態、収入を変更することは可能である。個々人のこうした意思決定や判断が所得変動にどのようにかかわっているのか、ここではホームレス、受給層の稼働世帯および母子世帯の就労収入について分析した。しかし、貧困リスクのより高い母子世帯の場合では、他の世帯類型との差別化がないためインセンティブ(Incentive)の弛緩が改善されないことが考えられる。母子世帯が自立しやすいよう生活保護制度以外の所得税法上の大幅な控除などインセンティブ(Incentive)政策を急ぐ必要がある。

(4) 自立支援に内在化する健康問題

被保護母子世帯の母親の精神疾患や筋骨格系及び結合組織疾患による疾病構造の特徴が指摘される。調査により深刻な健康問題とそこに内在するさまざまな生活課題が浮かび上がった。母子世帯への支援はこれまでの経済的な支援から政策転換が行われ自立のための技能習得や訓練、就労による自立支援が中心に展開されその有効性が確認されつつある。しかしながら、被保護母子世帯においては自立支援のための就労支援の展開の前にまず、母親の心身の健康を取り戻すための日常生活支援のプログラム(地域の保健所、社会福祉協議会、民生・児童委員、NPO 等社会資源と連携)とともに健康学習プログラム作成が緊急度の高いものとなっていることがわかった。

疾病構造の特徴として注目されるのは、まず、受療率が約 61.2%と著しく高いことである。次に精神疾患の高さにも着目される。傷病分類別では精神及び行動の障害に関する疾患が約 55.0%を占め、被保護母子世帯 214 人の母親のうち 72 人(33.6%)が精神疾患を患い被保護母子世帯の特有な病態を呈している。また、DV 被害者 35 人のうち 16 人(約 46%)が精神疾患による受療の継続が確認され被害の根深さを物語っている。病理的な家庭環境を投影し、すでに子ども自身にも影響があらわれていることが窺われる。受給層の母子世帯においては精神保健上からの積極的なケアが必要とされる。心身の健康を回復してこそ子育てや就労が可能となるのであり、精神疾患や慢性疾患等に対する医療ケアとともに生活問題を解決しなければ自立支援は困難となる。心理的外

傷体験による心身への強い影響を考えると児童精神科医、臨床心理士による家族ケアが必要とされ適切な医療ケアとともに子育てや生活面の支援、生活習慣の乱れによる健康を損なうような生活の改善や良好なライフスタイルへの変容のためのヘルスポモートなど包括的な生活支援が重要な課題となっている。

(5) 養育費確保のための施策

調査の結果から生活保護の制度設計において「保護の補正性」の原理として民法の私的扶養の考え方を堅持するのであれば、被保護母子世帯の子どもの養育費が確保できるよう養育費相談支援センター事業の拡充や更に民事訴訟体系での簡素な手続法の整備・立法化の必要性が認められ、そのためには養育費に関する世論の醸成、啓発の推進がはからなければならないだろう。

(6) セーフティネットの再構築

地域において孤立した被保護母子世帯の実態が浮かび上がった。地域や親族からも疎遠となっており必要な援助や支援など社会資源が有効に活かされず情報弱者の立場となっている。相談機能や情報提供の充実、子育て支援をはじめ家族病理としてメンタルヘルスからの取り組みをはかるとともにアウトリーチでの相談支援の体制整備の充実が求められている。また、転居を頻繁に繰り返す被保護母子世帯の実態が明らかになり、転居は母子にとって適応上の強いストレスナーとなっており地域社会からの孤立をより深化させていることから、必要な支援が得られるようシステムとしての地域のネットワークの必要性が強調されよう。地域のネットワークは保健福祉行政の関係機関のみならず民生児童委員、社会福祉協議会、医療機関、母子寡婦福祉団体、NPO、地域及び学校、PTA など社会資源等との連携したセーフティネットの再構築が急がれる。

【参考文献】

- 1) 岩田正美「デフレ不況下の「貧困の経験」、樋口美雄・太田清編(2005)『女性たちの平成不況』日本経済新聞社,203・233.
- 2) 川崎二三彦(2006)『児童虐待—現場からの提言』岩波新書.
- 3) 東大阪市(2006)『東大阪市ひとり親家庭自立促進計画書』東大阪市ひとり親家庭自立促進計画策定委員会.
- 4) 道中隆(2004)『生活保護における扶養義務と扶養義務履行の困難性』日本社会福祉学会 第52回全国大会報告(東洋大学).
- 5) 道中隆(2005)『生活保護における就労支援の有効性と闕下稼得—被保護者の就労支援方策と就労自立の困難性』日本社会福祉学会 第53回全国大会報告(東北福祉大学).
- 6) 道中隆・杉本正(2006)『生活保護における最低生活費と就労インセンティブ—被保護者の就労支援方策と就労自立の困難性』帝塚山大学心理福祉学部紀要第2号.
- 7) 道中隆(2007a)『生活保護と日本型 Working poor—生活保護の稼働世帯における就労イン

- センティブ・ディバイド』社会政策学会第114回大会(東京大学).
- 8)道中隆(2007b)「保護受給層の貧困の様相—保護受給世帯における貧困の固定化と世代的連鎖」『生活経済政策』生活経済政策研究所, No.127, August.2007, 14・20 頁.
 - 9)道中隆(2007a)「ホームレス自立支援の結果と今後の課題—S市における取組の実践から見えてくるもの」『厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業研究報告書—格差と社会保障のあり方に関する研究』研究代表者:駒村康平, 慶應義塾大学.
 - 10)道中隆(2009)『生活保護と日本型ワーキング・プア』ミネルヴァ書房近刊.
 - 11)室住眞麻子(2006)『日本の貧困—家計とジェンダーからの考察』法律文化社.
 - 12)中園桐代(2008)「母子世帯の現状と求められる支援」『月間福祉 May 2008』全社協.
 - 13)生活保護の動向編集委員会編(2007)『生活保護の動向—平成19年版』中央法規出版.
 - 14)湯浅誠(2008)『反貧困』岩波新書.
 - 15)浅井春夫・松本伊智朗・湯澤直美編(2008)『子どもの貧困—子ども時代のしあわせ平等のために』明石書店.
 - 16)「子ども格差」(2008.5.17)『東洋経済(特大号)』東洋経済新報社.
 - 17)駒村康平『大貧困社会』(2009)角川新書.

第6章:「主観的生活費調査」の概要

山田篤裕(慶應義塾大学経済学部)・駒村康平(慶應義塾大学経済学部)・
四方理人(慶應義塾大学経商連携 GCOE プロジェクト)・田中聡一郎(立教大学経済学部)

1. はじめに

どのような基準を「最低生活」として定義するかについては、従来さまざまな方法が試みられてきた。実際、生活扶助基準についても、歴史的に複数の改定方式の変遷を経ている。最低生活を営むために必要な飲食物費や衣類、家具什器、入浴料といった個々の品目を一つ一つ積み上げて最低生活費を算出する「マーケットバスケット方式(昭和23年～35年)」、必要な栄養を満たし得る食品を理論的に積み上げて計算した上で、別途、低所得世帯の実態調査から、この飲食物費を支出している世帯のエンゲル係数の理論値を求め、これから逆算して総生活費を算出する「エンゲル方式(昭和36年～39年)」、一般国民の消費水準の伸び率以上に生活扶助基準を引き上げ、一般国民と被保護世帯との消費水準の格差を縮小させようとする「格差縮小方式(昭和40年～58年)」、そして一般国民と生活扶助基準との相対的な調整を図る「水準均衡方式(昭和59年～現在)」というように、変遷してきた。

今回、「主観的生活費調査」を本研究プロジェクトで企画した目的は二つある。第一の目的は、現在の標準的な生活スタイルを想定し、積み上げ方式で最低生活費(必要消費額)を計算した場合、金額としてどれほどになるかを計測することである。第二の目的は、「最低生活費(必要消費額)」というのは調査対象者にとって、どれほど確固たる概念なのか、ということを確認することである。具体的には、同じ属性を持つ異なる2つのグループに対し、異なる尋ね方で最低生活費を訪ねることで、この「乖離」を計測した。

単純集計と若干の定量的分析などのこれまでの結果から、特定の消費項目については、世帯類型に関わらず、常に2～3割程度の系統的な乖離が観察されることを確認した。こうした乖離が一般的なものといえるかどうか、さらにさまざまな調査・検討を行う必要がある。

2. 調査方法

(1) 調査対象者の概要

調査は、ネットマイル社¹を通じ Web を使用し、2009年2月上旬に実施された。調査対象は、ネットマイル加盟サイトの約1000社から、ポイント・プログラムに参加している約400万人のモニターである。モニターのなりすまし防止策として、メールアドレスだけでなく、会員登録時の属性(氏名、年齢、住所、都道府県)を元にマッチングし、さらに仮会員登録時のIPアドレス取得などを行っている。

調査対象者情報の維持については、モニターが特典(ポイント)交換を行うタイミング

¹ <http://research.netmile.co.jp>